茨城町版

子育てのための施設等利用給付認定
お手続きについての手引き

【問い合わせ先】

〈私立の幼稚園等の預かり保育・一時預かり・認可外保育施設等をご利用の方〉

茨城町保健福祉部こども課　　TEL：０２９－２４０－７１４４（直通）

〈公立の幼稚園等の預かり保育をご利用の方〉

茨城町教育委員会学校教育課　TEL：０２９－２４０－７１２１（直通）



【１．幼児教育・保育の無償化について】

令和元年 10 月から国における幼児教育・保育の無償化が開始されました。幼稚園（新制度未移行園）や幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等の利用料に対する給付（子育てのための施設等利用給付＝**上限の範囲内での「無償化」**）を受けるためには、**「認定」**手続きが必要です。

【２．施設等利用給付認定について】

施設等利用給付　第１号認定（新１号認定）とは

幼稚園（新制度未移行園）等を利用する満３歳以上を対象とする認定（保育の必要性なし）

施設等利用給付　第２号認定（新２号認定）とは

幼稚園（新制度未移行園、新制度移行園等）や認定こども園（幼稚園機能部分に限る）、認可外保育施設等を利用する保育の必要性がある３歳～５歳（認定希望日の属する年度の４月１日時点の年齢）を対象とする認定

施設等利用給付　第３号認定（新３号認定）とは

幼稚園（新制度未移行園、新制度移行園等）や認定こども園（幼稚園機能部分に限る）を利用する保育の必要性のある満３歳（認定希望日の属する年度の４月１日時点の年齢が２歳に限る）、または、認可外保育施設等を利用する保育の必要性がある０歳～２歳（認定希望日の属する年度の４月１日時点の年齢）を対象とする認定（**市町村民税非課税世帯**に限る）

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設	無償化の対象となる費用
新１号認定	満３歳以上	なし	・子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園 ・国立大学附属幼稚園 ・特別支援学校幼稚部	**・保育料及び入園料** ※上限あり ※預かり保育の保育料は対象外
新２号認定	３歳～５歳 （４月１日時点の年齢）	あり	・幼稚園、認定こども園 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリーサポート・センター	**・幼稚園、認定こども園の預かり保育の保育料** ※上限あり **・認可外保育施設等の保育料** ※上限あり
新３号認定	０歳～２歳 （４月１日時点の年齢） ※**市町村民税非課税世帯**に限る			

【３．新２号・新３号認定における「保育を必要とする事由」について】

幼稚園等の預かり保育や、認可外保育施設等の利用料に対する給付（施設等利用給付＝**「無償化」**）を受けるためには、以下の「保育を必要とする事由」に該当し、要件を証明する書類を添付して施設等利用給付認定（第２号または第３号）の申請をする必要があります。

これらの事由がなくなった場合は、町に認定区分の変更（取下げ）の申請をする必要があります。

また、★印の事由の場合は、他よりも認定期間が短くなりますのでご注意ください。

【保育を必要とする事由】

事由	要件	証明する書類
就労	保護者が月 64 時間以上就労している場合	就労中の方…就労証明書
		就労見込の方…就労証明書 （勤務開始以降に再提出あり）
		自営業者の方 農業従事者 → 就労証明書、開業届等
妊娠・出産★	出産予定日８週前から出産８週後まで	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載箇所）
疾病・障害	保護者が疾病やけが、あるいは心身に障害があることにより、子どもの保育にあたれない場合	申立書及び関係書類（①、②のいずれか） ①医師の診断書（保育が困難であると判断できる内容が明記されていること） ②障害者手帳、療育手帳等の写し
介護・看護	子どもの家庭または家庭外において、病気や心身に障害のある親族がおり、月 64 時間以上の介護・看護を要するため、子どもの保育にあたれない場合	申立書及び関係書類（①、②のいずれか） ①医師の診断書 ②障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し
求職活動★	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合（90 日以内）	就労確約書（ハローワークカードの写し等活動状況がわかるものがあれば添付）
就学	保護者が学校又は職業訓練校に、月 64 時間以上在学している場合	①在学証明書、学生証の写し ②時間割、カリキュラム等 ※①と②の両方が必要
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に月 64 時間以上従事している場合	り災証明書の写し

※父母ともに保育の必要性を証明する書類が必要となります。

【４．提出書類について】

≪新１号認定≫
①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第 17 号様式）

≪新２号認定≫
①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第 18 号様式）
②父母の保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）

≪新３号認定≫
①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第 18 号様式）
②父母の保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）
③市町村民税非課税世帯であることを証明する書類

≪提出時の本人確認及びマイナンバー確認≫
マイナンバーの記載された書類を提出する際には、なりすましや誤りを防止するために下記の書類の提出が必要です。
・児童本人・両親分のマイナンバーカードまたは個人番号がわかる書類
・保護者または代理で申請する方の本人確認書類（顔写真付き）
※茨城町こども課（学校教育課）に直接提出する場合は、あわせてお持ちください。

【５．市町村民税非課税世帯であることを証明する書類について】

０～２歳児及び満３歳児（３歳になってから最初の３月 31 日までの間）で施設等利用給付認定を受けるためには、「保育を必要とする事由」を証明する書類に加えて、「市町村民税非課税世帯」であることを証明する書類を添付する必要があります。

市町村民税非課税となる世帯	証明する書類
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	生活保護受給証明書の写し
保護者が里親である世帯	措置決定通知書の写し
市町村民税非課税世帯	町民税・県民税 非課税証明書の原本（算定根拠となる年度の**１月１日時点で茨城町にお住まいの場合は添付不要**です。）※

※どの年度の通知書、証明書が必要かは、認定申請月によって異なります。取得の際は、下図をご参照ください。

≪算定根拠となる切り替え時期≫

４月～８月 （前年度市町村民税に基づく負担額）	９月～３月 （当年度市町村民税に基づく負担額）

【６．認定申請の受付について】

認定申請にあたっては、希望する区分に応じて必要な書類を作成し、こども課（公立施設については学校教育課）に提出してください。また、無償化の給付を受けるには、事前に認定を受けた上で利用する必要があります。認定を受けていなかった期間については無償化の対象外です。

利用中の施設など、町以外へ提出する場合は、氏名を明記した封筒に、提出者の本人確認書類の写し及び世帯全員のマイナンバー確認書類の写しを封入して提出してください。

新年度４月からの認定を希望する場合

【申請受付期間 】

認定を受けたい**前年度の２月 21 日から３月 20 日**（20 日が土日、祝日の場合は翌開庁日）まで

【申請先】

茨城町保健福祉部こども課（公立施設については教育委員会学校教育課）

※施設がとりまとめることもありますので、事前に利用（予定）施設に確認をお願いします。

年度途中（５月以降）からの認定を希望する場合

◆利用開始月の**前月の 20 日**（20 日が土日、祝日の場合は翌開庁日）までに申請してください。

◆申請が遅れた場合でも、利用月の前月中であれば随時受付けしますので、ご相談ください。

◆施設がとりまとめることもありますので、事前に利用（予定）施設に確認をお願いします。

【７．現況確認について】

給付の認定を受けた方は、年に１度、「**現況届**」の提出が必要となります。提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、施設等利用給付を受けられなくなることがあります。

現況届に必要な書類は，町から施設経由または直接郵送により別途ご案内します。

【８．無償化の対象と支給上限額について】

無償化の対象となる費用は、**保育料**です。支払った保育料と上限額を比較し、**低い方の金額**を請求できます。

※日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等、**実費として徴収される費用は給付対象となりません。**

＜幼稚園（新制度未移行園等）の保育料＞

認定区分	年齢	月当たりの上限額
新１号認定	満３～５歳	28,000 円

※国立大学附属幼稚園は 8,700 円，国立大学附属特別支援学校は 400 円が上限額

＜幼稚園、認定こども園における預かり保育料＞※保育の必要性の認定が必要

年齢区分	年齢	１日当たりの上限額	月当たりの上限額
新２号認定	３～５歳	490 円	12,300 円
新３号認定	０～２歳	490 円	17,700 円

＜認可外保育施設、一時預かり事業等の保育料＞※保育の必要性の認定が必要

年齢区分	年齢	月当たりの上限額
新２号認定	３～５歳	40,300 円
新３号認定	０～２歳	45,700 円

【９．無償化給付の請求について】

無償化対象となる保育料は一度通常通り施設にお支払いいただき、四半期ごとに無償化給付を受けるための**請求書**の提出が必要です。施設が発行する利用料等の内訳を示した**「領収証」**及び**「提供証明書」**を添付して、請求書を提出してください。茨城町が請求書類を審査後、保護者名義の口座へ支給します。なお、請求書は四半期ごとに提出（３か月分をまとめて請求）してください。

＜無償化給付の支払い予定＞

	利用月	受付時期	支払い予定時期
第１回目	４～６月分	７月中	請求があってから概ね１～２か月後
第２回目	７～９月分	10 月中	
第３回目	10～12 月分	１月中	
第４回目	１～３月分	４月中	

※初回の請求時に入金口座の名義人・口座番号が分かる書類（通帳のコピー）を添付してください。
※利用施設がとりまとめる場合があります。事前に利用施設に確認をお願いします。
※利用した施設への支払い日程及び施設からの領収証等発行の都合上、各受付月（７月、10 月、１月、４月）に請求が間に合わない場合は、受付月の翌月以降でも対応いたします。

【１０．幼児教育・保育の無償化の手続きの流れについて】

①施設等利用給付認定の申請
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（お子さま１人につき１枚必要）に必要な書類（保育の必要性を証明する書類等）を添付して、茨城町へ提出します。 ※施設（事業）を利用開始する月の前月までに申請書類等を提出してください。



②施設等利用給付認定通知書の送付
保育の必要性の要件を満たす場合は、茨城町から保護者宛てに施設等利用給付認定決定通知書が送付されます。　※ご家庭で必ず保管してください。



③施設等利用給付認定による施設等の利用
保育の必要性の要件によって、有効期間が異なりますので、ご注意ください。 ※継続して利用する場合は、認定期間が終了する前に、再度認定の申請をする必要があります。



④預かり保育等の利用料の償還を茨城町へ請求
幼稚園または認定こども園等で配布される「領収書等」を添付して、茨城町へ請求します。 請求時期は、四半期ごとに３か月分をまとめて請求していただくことになります。 （例）４月から６月までの利用分は７月中に請求 ※必要な手続き等は別途ご案内します。

【１１．注意事項について】

◆給付認定後に家庭の状況または就労状況等に変更があった場合は、保護者の方より変更手続きが必要となりますので、茨城町へ変更申請書及び必要書類の提出をお願いします。

◆認定期間を終了したまま、変更申請の手続きをせず、新たな保育事由による**認定を受けていない状態で施設等を利用した場合、無償化の対象外となり、利用料等の償還を受けられなくなります**ので、十分ご注意ください。

◆茨城町外へ転出した場合、転出先の市町村で無償化の対象となりますので、住民登録がある市町村の担当課でお手続きを行ってください。また、必ず茨城町へ転出に伴うお手続きと利用中の施設等へ転出した旨の連絡を行ってください。